

## 松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動に関する協定書

磐城森林管理署長（以下「甲」という。）とはげっ子倶楽部 代表 新妻香織（以下「乙」という。）及び日本野鳥の会福島県相双支部 支部長 白瀬 豊（以下「丙」という。）は、松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動に関し、次のとおり、「社会貢献の森」協定を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### 第1（協定の目的）

この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づく松川浦海岸防災林（相馬市大洲国有林）の再生に向けた活動が円滑に実施されることを目的とする。

### 第2（社会貢献の森の名称、位置及び面積）

甲は、磐城森林管理署 相馬市磯部字大洲国有林2263林班内の一区画地（0.45ha（別紙位置図及び基本図挿入図のとおり））において、乙及び丙に活動を行わせるものとする。

なお、名称は、「松川浦希望の森」とする。

### 第3（全体活動計画書の提出）

乙は、活動の実施にあたって、丙と協議した上で、別紙様式1により全体活動計画を取りまとめて作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

### 第4（年間活動計画書の提出）

乙は、毎年度の活動の実施にあたって、丙と協議した上で、別紙様式2により年間活動計画を取りまとめて作成し、甲と調整した上で、前年度末までに提出するものとする。なお、初年度にあつては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

### 第5（活動実績の報告）

乙は、毎年度の活動実績について、丙と調整して取りまとめ、別紙様式3により年度末までに甲に報告するものとする。

### 第6（活動の実施）

- 1 乙及び丙は、別紙様式1及び2の計画に沿って活動を実施するものとする。
- 2 甲、乙、丙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙及び丙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあつては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

### 第7（入林の際の連絡・調整）

乙及び丙は、入林する場合にあつては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（FAXによる場合を含む。）等により連絡し、必

要な調整を行うものとする。また、乙及び丙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

#### 第8 (安全確保等の措置)

- 1 乙及び丙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時の連絡等の緊急体制の確保及び事後措置等について万全を期すること。
- 2 乙及び丙は、本協定に基づく活動の参加者の安全（緊急時の避難を含む。）を責任を持って確保するものとする。万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

#### 第9 (経費の負担)

活動の実施に要する経費は、乙及び丙が負担するものとする。

#### 第10 (立木竹等の所有権等の権利)

乙及び丙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び、活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

#### 第11 (標識類の設置)

乙及び丙は、活動に当たり、甲が国有林野の管理経営上支障が生じないと認める場合は、標識類を設置することができるものとする。なお、この場合にあつては、標識類の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

#### 第12 (法令等の遵守)

乙及び丙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

#### 第13 (山火事防止等の措置)

- 1 乙及び丙は、当該実施箇所及びその周辺において、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。
- 2 乙及び丙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。
- 3 乙及び丙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

#### 第14 (損害賠償)

乙、丙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を賠償するものとする。

#### 第15 (松川浦希望の森の適切な管理)

甲は、松川浦希望の森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

#### 第16 (協定の破棄)

甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は、乙及び丙に事前に通知した上で協定を破棄するものとし、必要に応じて、その事実、団体名等を公表するものとする。





- 1 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合
- 2 協定に基づいた活動の実施の見込みがない、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと認められる場合
- 3 松川浦希望の森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公共用、公用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合
- 4 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合が明らかになった場合
- 5 活動希望者の募集公告第4の実施主体の資格要件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合
- 6 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適当であると認められる場合

第17 (協定の有効期間)

- 1 この協定は、平成27年2月16日から平成30年3月31日まで効力を有するものとする。
- 2 この協定の平成30年3月31日以降の取扱いについては、乙及び丙からの申し出により特段の事情のない限り、国有林野の管理経営の情勢を踏まえた上で、別紙様式1の全体計画に記載された活動スケジュールに基づき、更新を行うものとする。

第18 (その他必要と認められる事項)

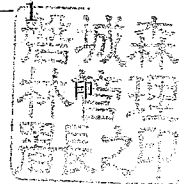
この協定の実施につき疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、三者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年2月16日

(甲) 福島県いわき市四倉町字東二丁目170-1

磐城森林管理署長 中澤 文彦



(乙) 福島県相馬市尾浜字南ノ入241-3

はぜっ子倶楽部  
代表 新妻 香織



(丙) 福島県南相馬市原町区信田沢字上信田95

日本野鳥の会福島県相双支部  
支部長 白瀬 豊

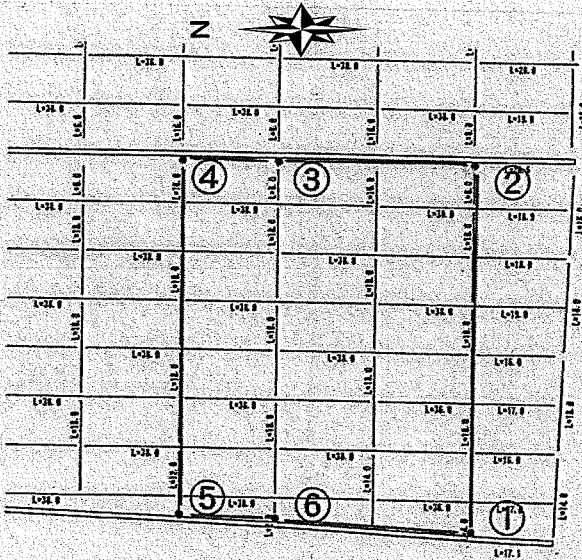






# 「社会貢献の森」面積算出表

磐林署長



- ① ~ ② 76.5m
- ② ~ ③ 40.0m
- ③ ~ ④ 20.0m
- ④ ~ ⑤ 73.7m
- ⑤ ~ ⑥ 20.0m
- ⑥ ~ ① 40.0m
- ③ ~ ⑥ 74.5m

X21 X22 X23 X24 X25 X26

①②③⑥ 面積  
 $(76.5 + 74.5) * 1/2 * 40 = 3,020m^2$

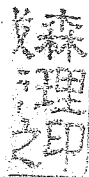
③④⑤⑥ 面積  
 $(74.5 + 73.7) * 1/2 * 20 = 1,482m^2$

合計 4,502m<sup>2</sup> ∴ 0.45ha



(別紙様式1)「社会貢献の森」における全体活動計画書

年 月 日



磐城森林管理署長 殿

協定者  
住所  
団体名  
代表者氏名

印

「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 全体活動計画

(1) 活動の目標

--

(2) 活動の内容及びスケジュール (5～10年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1年次 H27	2年次 H28	3年次 H29	4年次・・・ H30	合 計
合 計					

(注)・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。  
・標識類を設置する場合は記述する。

3 その他(活動内容の詳細)

- 植栽 樹種: 植栽本数: 本
- 保育
- その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

(注) 本欄については、森林管理署で記入。

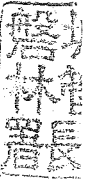
(別紙様式2)「社会貢献の森」における年間活動計画書

年 月 日

磐城森林管理署長 殿

協定者  
住所  
団体名  
代表者氏名

印



平成 年度「社会貢献の森」における活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動計画

活 動 内 容	活 動 時 期				
	月	月	月	月	月
合 計					

参考：活動項目の例：植樹、下刈、歩道整備、自然観察、林内清掃など

3 その他（活動内容の詳細）

- 植栽 樹種： 植栽本数： 本  
保育  
その他の活動

※ 各種法令の指定状況

--

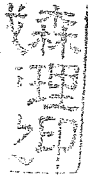
(注) 本欄については、森林管理署で記入。





(別紙様式3)「社会貢献の森」における年間活動実績報告書

年 月 日



磐城森林管理署長 殿

協定者  
住所  
団体名  
代表者氏名

印

平成 年度「社会貢献の森」における活動実績報告書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
	国有林 林班 小班	ha

2 平成 年度活動実績

実 施 日	活動実施者	参加者数 (参加者内訳)	活動内容 (数量等)

※ 参加者数欄には、参加者の内訳を記載して下さい。

内訳は、幼児、小学生、中学生、高校生、大学生、教育委員会、緑の少年団、大人、等により区分して下さい。

本表により書ききれない場合は、別紙同様の様式により報告して下さい。

3 その他

平成 27 年 3 月 1 日

磐城森林管理署長 殿

協定者

住 所：福島県相馬市尾浜字南ノ入 241-3

団体名：はぜっ子倶楽部

代表者氏名：新 妻 香 織



「社会貢献の森」における全体活動計画書

1 「社会貢献の森」の名称・位置・面積

名 称	位 置	面 積
松川浦希望の森	大洲国有林2263な林小班外	0. 4 5 ha

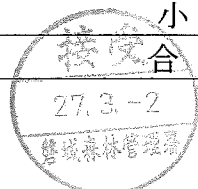
2 全体活動計画

(1) 活動の目標

東日本大震災で壊滅した松川浦の海岸防災林を、各世代を縦断する多くの市民に参加してもらい再生するための作業をする。また首都圏や県外にもメッセージを発して参加してもらい、潜在的な交流人口発掘につなげていく。

(2) 活動の内容及びスケジュール (10年程度のスケジュールを記載)

活動の内容	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	計
	H27	H28	H29	H30	H31	
植林	1	1	-	-	-	2
除草、落葉掻き	3	3	2	2	2	12
除伐	-	-	-	1	1	2
自然観察会	2	2	2	2	2	10
小 計						26
活動の内容	6年次	7年次	8年次	9年次	10年次	計
	H32	H33	H34	H35	H36	
植林	-	-	-	-	-	0
除草、落葉掻き	2	2	2	2	2	10
除伐	1	1	1	1	1	5
自然観察会	2	2	2	2	2	10
小 計						
合 計						25



- (注) ・活動内容については、時期・頻度(回数)等について記述する。  
・標識類を設置する場合は記述する。

### 3 その他(活動内容の詳細)

- 植栽 樹種: クロマツ 植栽本数: 2,250本  
○保育  
○その他の活動

福島大学黒沢教室の協力で、松川浦に元々自生している木の実生を、津波で生き残った鶺鴒ノ尾岬の森から選び出し、シンボリックに数本植える。

また和歌山県林業試験場が松林の養生に取り入れている「松露」を導入。幻のキノコといわれる松露を採りに、かつて大洲の松林に入った世代の皆さんが、再び足を運んでくれる場所にしていきたい。また海岸防災林産の日本版トリュフ「松露」を、「松川浦希望の森」のマスコットにし、「松露でまちおこし」を考えていく。例えば、松露料理を地元旅館や食堂で提供してもらったり、料理コンテストをしたり、地域の製菓店に協力をお願いし、「松露饅頭」「松露チョコ」、またはキャラクターグッズなども作れると思う。松露はボランティア参加するメンバーがわくわくする材料になると思う。

#### ※ 各種法令の指定状況

- ・潮害防備保安林
- ・保健保安林
- ・県立自然公園第2種特別区域

(注) 本欄については、森林管理署で記入。